

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料のうち次に定める割合を求人者に返戻する制度です。

① 入社後1ヶ月以内に退職した場合 50%

② 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 25%

※振込手数料は振込人負担とする。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。